計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和4年9月27日

京都府知事　西脇隆俊

1　定期検査を行う区域

左京区

2　検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3　定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4　定期検査の実施の期日

令和4年11月1日から同年12月20日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）

5　定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人　京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所　：　集合検査の会場

月　日	時　間	会　場
11月　1日（火）	午前10時～午後2時30分	明徳小学校
11月　2日（水）	午前10時～午後2時00分	北白川小学校
11月　7日（月）	午前10時～午後2時00分	養正小学校
11月　8日（火）	午前10時～午後2時30分	錦林小学校
11月　9日（水）	午前10時～午後2時30分	修学院第二小学校
11月10日（木）	午前10時～午後2時00分	第四錦林小学校
11月11日（金）	午前10時～午後2時30分	修学院小学校
11月14日（月）	午前10時～午後2時00分	下鴨小学校
11月15日（火）	午前10時～午後2時30分	養徳小学校
11月16日（水）	午前10時～午後2時30分	京都大原学院
11月17日（木）	午前10時～午後2時00分	第三錦林小学校
11月18日（金）	午前10時～午後1時00分	松ヶ崎小学校
11月21日（月）	午前10時～午後2時00分	元　新洞小学校
11月22日（火）	午前10時～午後2時30分	葵小学校